

募集案内

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京の島しょ地域における MICE の誘致を促進し、産業の活性化に寄与することを目的として、東京の島しょ地域での MICE 開催にご関心のある主催者等を対象に、島しょ地域へのファミルトリップを実施することとなりました。以下、概要についてご案内申し上げますので、是非ご参加をご検討下さい。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症及び社会情勢の変化等により変更が生じる可能性がございますので、予めご承知おきください。

1. ファムトリップ概要

	ファミルトリップ
訪問島しょ地域	八丈島
実施期間 (予定)	令和4年12月21日（水）～23日（金）、2泊3日 ※悪天候等により上記日程で実施できない場合：令和5年1月18日（水）～20日（金）
対象	東京の島しょ地域でのMICE開催にご関心のある MICE主催者及びMICE誘致・開催に携わる都内の事業者（DMC、PCO等） 5社5名程度 ※追加募集の対象は1名となります。

2. ファムトリップ参加料：無料

■ ファムトリップ参加者負担費用

- (1)自宅から羽田空港までの国内移動費
- (2)その他、以下に記載する財団負担経費以外にかかる費用

■ 財団負担経費

- (1)羽田空港・八丈島間の往復航空券
- (2)財団が行程を定めたファミルトリップの実施に伴う宿泊費・体験料・食費
- (3)国内旅行保険

3. 参加者募集要件

ファミルトリップ参加者の要件：次の（１）～（７）に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 東京の島しょ地域での MICE 開催にご関心のある MICE 主催者または、MICE 誘致・開催に携わる都内の事業者（DMC、PCO 等）であること。
- (2) 悪天候等の理由により延期になった場合も、代替日に参加できるようスケジュールを調整できること（代理の参加者も可）。
- (3) 本事業の目的等を理解し、同意していること。
- (4) 事前に開催する説明会（オンラインでの実施を予定）に参加が可能であること。
- (5) ファムトリップ終了後、アンケートへの協力が可能であること。
- (6) 東京都、財団及び財団が指定した業務委託先が記録のために撮影した写真等を、本事業の報告及び広報目的に使用することに同意すること。
- (7) 暴力団[東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう]に該当せず、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。また、参加者の所属する企業・団体等が遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないと判

断されるものではないこと。

4. 参加者の決定について

<参加者の決定について>

(1) 添付の参加申込書をご提出いただき、参加理由や過去実績を財団にて協議のうえ決定いたします。

<その他>

(1) 応募が定員に達した場合には、締め切り前に募集を締め切らせて頂きます。

5. 注意事項

- ファムトリップの運営等、財団の業務の一部については、第三者の業務委託先によって提供される旨、予めご承知ください。また、ファムトリップの行程については、財団にご一任いただきますので予めご了承ください。
- 感染症対策：新型コロナウイルス感染症のガイドラインに則って感染症対策を施します。状況に応じてファムトリップ参加前にPCR検査等をお願いする場合がございます。
- 参加決定後のキャンセルは、原則不可とさせていただきます。参加決定後、自身の都合により参加を取り消した場合、参加者はそれにより生じた一切の損害について責任を負うものとします。また、参加者都合によるキャンセルがあった場合には、それまでに発生した作業に係る実費のご負担をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- 自宅から羽田空港までの移動費、またはファムトリップ行程以外で要する個人的な経費については、**ファムトリップ参加者負担となります。**
- 悪天候等の理由により、やむを得ずファムトリップが延期された場合、財団の判断により、延期後のファムトリップにお申込を維持させていただきます。予めご自身のスケジュールのご調整をお願い申し上げます。

6. お申込み・お問合せ

別紙参加申込書を、以下宛先までご提出ください。

■お問合せ：東京観光財団コンベンション事業部（担当：藤田、阿部）

Email: fujita@tcvb.or.jp, n.abe@tcvb.or.jp